

地域計画

策定年月日	令和7年3月19日
更新年月日	
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	備前市 33211
地域名 (地域内農業集落名)	西鶴山地区 (新庄)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	75 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	57 ha
② 田の面積	65 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	10 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	— ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	— ha
(備考)遊休農地面積2.8ha(うち1号遊休農地2ha、2号遊休農地0.8ha)	
⑤は、備前市内で引き受ける意向のあるすべての農地面積の合計。	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

【現状】

「担い手」 60代以上が大半、家族農業が主、大型入作の方も散見される。

「農業」 稲作が大半、その他果樹、野菜

「農地・水利」稲作地帯は平坦で水利も期間中一日おき恵まれている。ゲート改修中である。
ただ、昨今大型農家が畦畔の除去を試みている。

【課題】

担い手の今後の継承の問題、農地の集約化、新規担い手の発掘育成。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

将来的に、水稻とイチジクを中心に作付けを行っていく。

「担い手」「人材」…地元の大作の方は規模で3~5haでの稲作、年金・道楽百姓のへの呼び込む。

・入り策大型農家はビジネスライクの方が多。近隣のその方向性を持った農家を受け入れる。

・地元・入作農家のネットワークの構築を検討する。

・地域まるごと法人化を目指して学習会等を開催していく。

・地域おこし協力隊への声をかけ、受け皿作りを行っていく。

・地元でも若い人が育つよう、条件整備等を傾聴する。

・稲作の場合JAが扱う品種「きぬむすめ」「朝日」「あけぼの」「にこまる」等限られているので、その方向に絞った作付けを図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	51	%	将来の目標とする集積率 13 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手が利用する農地面積の団地数及び面積は、23箇所、平均167a(令和6年度時点) 団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。(令和12年度)			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
・大型稲作農家は集約化へ向けて話し合いを進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組
・基盤整備事業は実施済みである。 基盤整備事業は特に要望はないが、一区画当たりの面積の拡大化は検討する。(畦畔の除去)
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・市町村やJA、県、普及指導センター等と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、親元就農等を進め、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・多面的機能支払交付金等を活用し、大型農家が作付けしない残余の農地等の対策を取る。これにより、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組内容】				
①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。				
②有機農業への取り組み農家を支援を検討していく。				
④イチジク栽培が行われているが、高齢化が進んでいるため、今後担い手等の確保に努める。				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 12 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
認農	〃	水稻	6.2 ha	－ ha	水稻	6.2 ha	－ ha	A	－
利用者		水稻	4 ha	－ ha	水稻	4 ha	－ ha	B	－
利用者		水稻	3.8 ha	－ ha	水稻	3.8 ha	－ ha	C	－
認農		水稻	3.6 ha	－ ha	水稻	3.6 ha	－ ha	D	－
利用者		水稻	3.2 ha	－ ha	水稻	3.2 ha	－ ha	E	－
利用者		水稻	3.1 ha	－ ha	水稻	3.1 ha	－ ha	F	－
認農		水稻	2.2 ha	－ ha	水稻	2.2 ha	－ ha	G	－
利用者		水稻	1.5 ha	－ ha	水稻	1.5 ha	－ ha	H	－
認農		水稻	1.4 ha	－ ha	水稻	1.4 ha	－ ha	I	－
利用者		水稻	1.1 ha	－ ha	水稻	1.1 ha	－ ha	J	－
利用者		水稻	0.8 ha	－ ha	水稻	0.8 ha	－ ha	K	－
利用者		水稻	0.8 ha	－ ha	水稻	0.8 ha	－ ha	L	－
利用者		水稻	0.8 ha	－ ha	水稻	0.8 ha	－ ha	M	－
利用者		水稻	0.8 ha	－ ha	水稻	0.8 ha	－ ha	N	－
利用者		水稻	0.8 ha	－ ha	水稻	0.8 ha	－ ha	O	－
利用者		果樹	0.8 ha	－ ha	果樹	0.8 ha	－ ha	P	－
利用者		水稻	0.8 ha	－ ha	水稻	0.8 ha	－ ha	Q	－
利用者		水稻	0.6 ha	－ ha	水稻	0.6 ha	－ ha	R	－
利用者		水稻	0.6 ha	－ ha	水稻	0.6 ha	－ ha	S	－
利用者		水稻	0.5 ha	－ ha	水稻	0.5 ha	－ ha	T	－
利用者		水稻	0.5 ha	－ ha	水稻	0.5 ha	－ ha	U	－
利用者		水稻	0.4 ha	－ ha	水稻	0.4 ha	－ ha	V	－
利用者		水稻	0.3 ha	－ ha	水稻	0.3 ha	－ ha	W	－
計	23経営体		38.6 ha	0 ha		38.6 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4. 作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5: 備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

[illegible]

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	-	うち計画同意者数(人・%)	
-------------	---	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

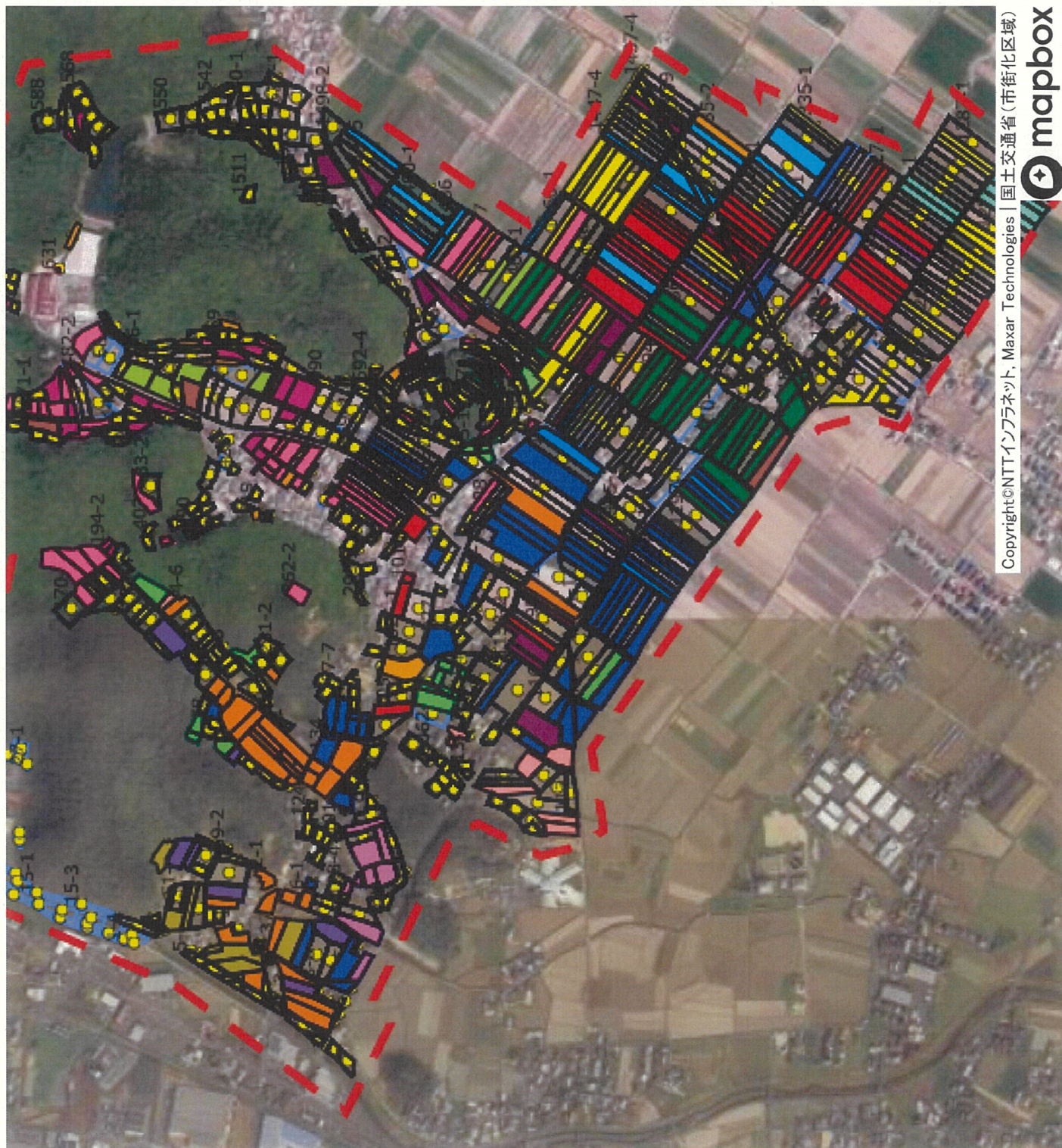
注3: 提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。



目標地図(素案)
目標地図(現状)

西鶴山(新庄)



Copyright©NTTインフラネット, Maxar Technologies | 国土交通省(市街化区域)

